

東庄町の給与・定員管理等について

1 総括

(令和 5 年度)

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

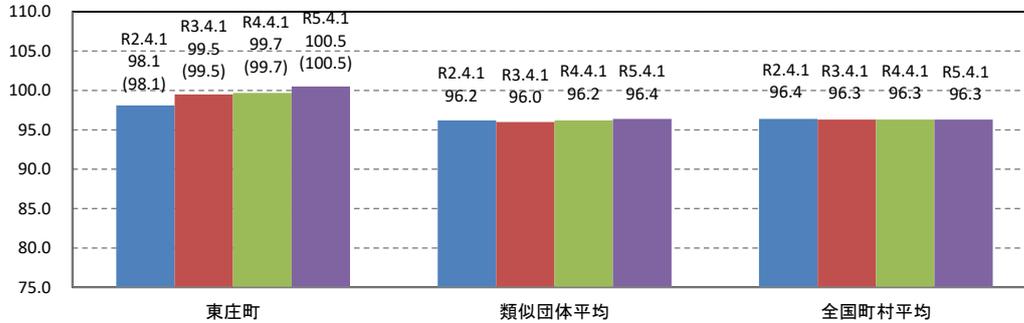
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	13,125	6,379,209	728,400	958,777	15.0	16.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
令和4年度	106	372,347	55,522	136,720	564,589	5,326	【令和4年度】 5,447

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- ※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、① 3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、② 3年連続で上昇している場合、③ 100を超えている場合について、その理由及び見込み。

55歳以上の高齢層職員の昇給について、標準の成績の場合は1号給昇給としてきたが、令和5年度から国の基準に準じて同成績の場合は昇給停止することとしたことから、今後の指数の上昇は抑えられるものと思われる。

(4) 給与改定の状況

※ 東庄町は人事委員会を設置していないため、記載事項はありません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(実施時期) 平成27年4月1日

(内 容) 国の見直し内容を踏まえ、行政職給料表(一)で平均2.0%、最大2.3%の引下げを実施した。
 なお、国と同様に激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施した。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

※ 東庄町は地域手当を支給していません。

	平成29年度の 支給割合	平成30年度の 支給割合	令和元年度の 支給割合	令和2年度の 支給割合	令和3年度の 支給割合	令和4年度の 支給割合	令和5年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
東庄町の支給割合	支給なし	支給なし	支給なし	支給なし	支給なし	支給なし	支給なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東庄町	41.1 歳	300,300 円	343,448 円	316,393 円
千葉県	40.0 歳	303,122 円	405,893 円	355,779 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.3 歳	301,670 円	356,818 円	324,493 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
東庄町	50.8 歳	11 人	249,800 円	282,583 円	262,073 円	—	—	—	—
うち用務員	60.7 歳	3 人	226,600 円	240,967 円	228,767 円	用務員	49.1 歳	241,700 円	1.00 倍
うち自動車運転手	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	自家用乗用 自動車運転手	—	—	—
千葉県	52.6 歳	303 人	298,707 円	355,761 円	334,780 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	52.0 歳	平均 4 人	289,533 円	309,111 円	299,110 円	—	—	—	—

区分	(参考) 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
東庄町	3,897,276 円	—	—
うち用務員	3,476,204 円	3,253,900 円	1.07 倍
うち自動車運転手	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている千葉県内民間の平均データを使用している。

(令和2年～令和4年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(小・中学校(幼稚園))

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東庄町	39.1 歳	297,300 円	301,157 円
千葉県	39.9 歳	344,774 円	411,753 円
類似団体	39.5 歳	292,415 円	315,810 円

④看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東庄町	46.3 歳	322,200 円	370,431 円	327,309 円
国	47.8 歳	321,176 円	—	360,574 円
類似団体	43.1 歳	300,040 円	355,964 円	312,744 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		東庄町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	191,700 円	191,700 円	185,200 円
	高校卒	158,900 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	147,700 円	156,800 円	—
	中学卒	136,200 円	143,800 円	—
教育職	大学卒	207,900 円	214,700 円	—
	短大卒	180,700 円	—	—
医療職	保健師	大学卒	224,100 円	—
		短大3年卒	218,600 円	—
	看護師	短大3年卒	218,600 円	—
		短大2年卒	213,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

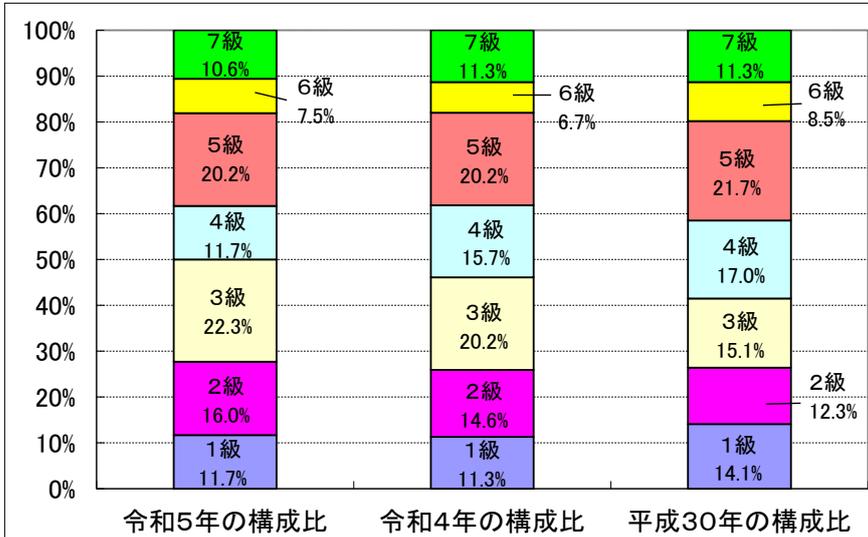
区分		経験年数10年以上-15年未満	経験年数20年以上-25年未満	経験年数25年以上-30年未満	経験年数30年以上-35年未満
一般行政職	大学卒	286,400 円	369,500 円	389,100 円	411,400 円
	高校卒	246,000 円	— 円	341,000 円	391,700 円
技能労務職	高校卒	229,200 円	— 円	— 円	291,300 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

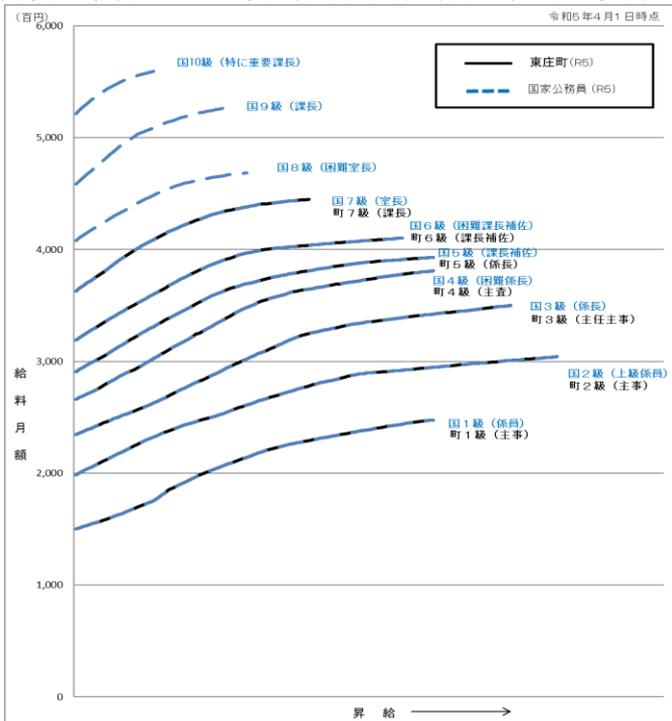
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)	1号給の 給料月額 (円)	最高号給の 給料月額 (円)
1級	主事、主事補	11	11.7	150,100	247,600
2級	主任主事、主事	15	16.0	198,500	304,200
3級	副主査、主任主事	21	22.3	234,400	350,000
4級	主査	11	11.7	266,000	381,000
5級	係長、主査	19	20.2	290,700	393,000
6級	課長補佐	7	7.5	319,200	410,200
7級	課長、主幹	10	10.6	362,900	444,900
合計		94	100.0		

(注)1 東庄町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和5年4月1日現在)



※東庄町の行政職給料表(一)は、1～7級までで8～10級は規定していない。1～7級は、国家公務員の行政職俸給表(一)と同額である。

(3) 昇給への人事評価の活用状況(東庄町)

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東庄町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,359 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,685 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(東庄町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

東庄町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.757500 月分	47.709000 月分
最高限度	47.709000 月分	47.709000 月分	最高限度	47.709000 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2%~45%)	
1人当たり平均支給額	12,371 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

令和4年度は、勸奨・定年による退職手当受給者が3人以下のため、自己都合退職者を含めた平均支給額を記載している。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

※ 東庄町は地域手当を支給していません。

支給実績(令和4年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東庄町	0%	— 人	0%

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績	(令和 4 年度決算)	37,899	千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(令和 4 年度決算)	715,073	円
職員全体に占める手当支給職員の割合	(令和 4 年度)	29.4	%
手当の種類 (手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間看護手当	看護師、准看護師	正規の勤務時間による一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる看護等に従事したとき。	勤務1回につき深夜の全部を含むとき1回につき6,500円 勤務1回につき深夜の一部を含むとき1回につき3,350円 (深夜における勤務時間が2時間を超え4時間未満の場合2,950円 2時間に満たない場合 2,100円)
特別調整手当	病院の医師	経験年数に応じ、高度な医療に従事したとき。	月額1,000,000円の範囲内で町長が定める額
医師研究手当	病院の医師	高度な医療に対応するため、病院診療を通して調査研究を行い、医療に従事したとき。	月額100,000円の範囲内で町長が定める額
健診・予防接種手当	病院の医師	病院外で行う健診・予防接種に従事したとき。	月額10,000円
呼出手当	病院の医師	診療時間外に呼出を受けて外来患者の診療を行ったとき。	午前8時30分から午後5時15分までの診療患者1人 1,000円 午後5時15分から午前8時30分までの診療患者1人 2,000円 診療の結果、入院することとなった場合入院1人 5,000円
宅直手当	病院の医師	診療時間外に緊急診療に対処するため自宅待機を命じられ待機したとき。	午前8時30分から午後5時15分までの待機一回 30,000円 午後0時30分から午後5時15分までの待機一回 15,000円 午後5時15分から午前8時30分までの待機一回 30,000円
防疫作業手当	病院の医師、看護師、准看護師	新型コロナウイルス感染症から住民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき。	1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績	(令和 4 年度決算)	36,721	千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和 4 年度決算)	232	千円
支給実績	(令和 3 年度決算)	30,679	千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和 3 年度決算)	206	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容(国の制度)	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	
扶養手当	子	10,000円	同じ	—	12,991 千円	227,914 円	
	子以外	6,500円					
	特定期間加算(15～22歳)	5,000円					
住居手当	借家(家賃)	27,000円以下	家賃-16,000円	同じ	—	5,682 千円	270,577 円
		27,000円超 61,000円以下	(家賃-27,000円) ×1/2+11,000円				
		61,000円超	28,000円				
通勤手当	片道2km以上 公共機関等利用者	運賃等相当額 (上限55,000円)	同じ	—	9,478 千円	68,187 円	
	片道2km以上 自動車等利用者	距離に応じて 2,500円 ～31,600円	異なる	自家用車等 の一部額			
管理職手当	管理的地位 にある職員	職に応じて 20,000円 ～180,000円	異なる	区分及び 支給額	11,340 千円	515,455 円	
休日勤務 手当	祝日及び 年末年始の休日 に勤務	勤務1時間当たり 給与額に 100分の135 を乗じた額	同じ	—	584 千円	20,131 円	
夜間勤務 手当	正規の勤務時間 として午後10時 から翌日午前5時 の間に勤務	勤務1時間当たり 給与額に 100分の25 を乗じた額	同じ	—	3,668 千円	126,481 円	
宿日直手当	週休日及び 祝日、年末年始 の休日の宿日直等	役場の宿日直 4,400円(5時間未満 は半額) 病院の宿日直 7,300円(5時間未満 は半額)	同じ	—	4,431 千円	43,440 円	
管理職員 特別勤務 手当	管理的地位 にある職員が、 緊急の必要等 により週休日、 祝日、年末年始 の休日及び平日 の午前0時から 午前5時に勤務	職及び勤務日 により 3,000円 ～10,000円 ただし勤務が 6時間を超える 場合はこの額に 100分の150 を乗じた額	異なる	区分及び 支給額	543 千円	41,769 円	
初任給 調整手当	医師に採用 された職員	一定期間支給 308,600円以下 (月額)	同じ	—	0 千円	0 円	

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	785,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	846,000 円	556,500 円		
	副 町 長	644,000 円		676,000 円	479,000 円		
報 酬	議 長	298,000 円		354,000 円	247,000 円		
	副 議 長	243,000 円		306,000 円	193,000 円		
	議 員	220,000 円		288,000 円	175,000 円		
期 末 手 当	町 長	(令和4年度支給割合)					
	副 町 長	4.40 月分					
退 職 手 当	議 長	(令和4年度支給割合)					
	副 議 長	2.60 月分					
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副 町 長	給料月額×在職月数×35/100	13,188,000 円	任期ごと			
備 考	町 長	給料月額×在職月数×25/100	7,728,000 円	任期ごと			
	副 町 長						

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、退職月の給料月額及び4月1日の支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における減額前の給料額で算出した場合の退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

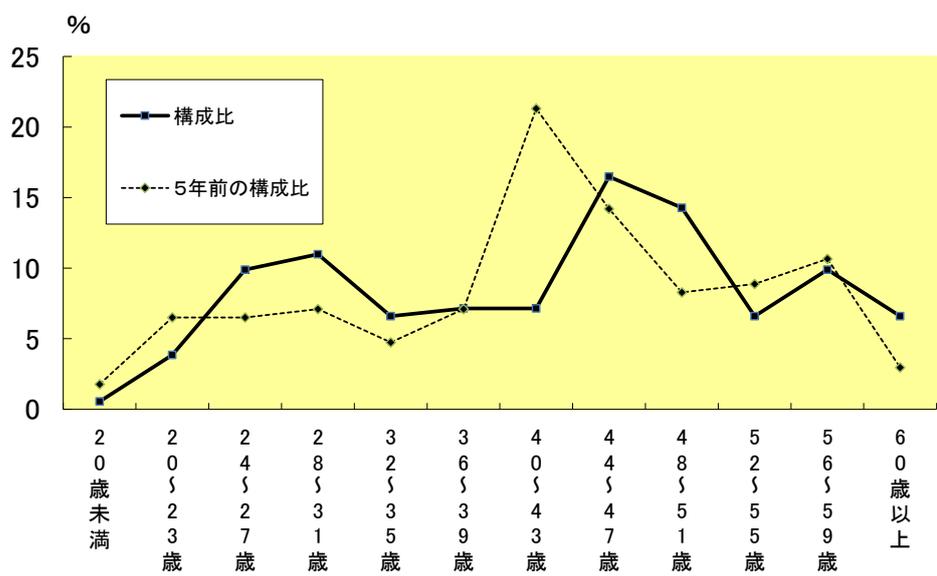
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2		
	総務	30	32	2	DX推進、移住定住促進及び空き家対策事業の強化
	税務	11	11		
	労働	-	-		
	農水	7	7		
	商工	4	4		
	土木	10	10		
	民生	14	14		
	衛生	6	7	1	脱炭素化推進事業及び公害防止対策事業の強化
	計	84	87	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.29 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 89.00 人)
教育部門	22	24	2	コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動事業実施に伴う体制強化	
消防部門	-	-	-		
小 計	106	111	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.57 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 107.03 人)	
公 営 会 計 部 門	病院	48	51	3	介護医療院の開設に向けた看護補助員の体制強化
	水道	4	4		
	その他	15	16	1	訪問看護ニーズの増加に伴う訪問看護ステーションの体制強化
	小 計	67	71	4	
合 計	173 [185]	182 [205]	9 [20]	<参考> 人口1万人当たり職員数 138.67 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	18人	20人	12人	13人	13人	30人	26人	12人	18人	12人	182人

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門	区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		78	80	82	86	84	87	9 11.5%
教育		24	27	25	23	22	24	0 0.0%
消防		—	—	—	—	—	—	— —
普通会計		102	107	107	109	106	111	9 8.8%
公営企業等会計		67	66	66	67	67	71	4 6.0%
総合計		169	173	173	176	173	182	13 7.7%

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)令和3年度の 総費用に占める 職員給与費比率
	A		B		%
令和 4年度	千円 348,493	千円 114,152	千円 24,781	7.1	6.3

(参考)市町村水道事業 (政令指定都市を除く) 平均一人当たり給与費 【令和4年度】 千円 6,018

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	
令和 4年度	4	14,410	2,040	5,140	21,590	5,398

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東庄町水道事業	37.0 歳	279,250 円	429,315 円
市町村水道事業(政令 指定都市を除く)平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東庄町水道事業	市町村水道事業(政令 指定都市を除く)平均
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,285 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,438 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

東庄町水道事業		市町村水道事業(政令指定都市を除く)平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続 20 年	19.669500 月分	24.586875 月分	
勤続 25 年	28.039500 月分	33.270750 月分	
勤続 35 年	39.757500 月分	47.709000 月分	
最高限度額	47.709000 月分	47.709000 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	8,676 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

※ 東庄町は地域手当を支給していません。

支給実績	(令和4年度決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(令和4年度決算)	— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
東庄町	0%	— 人
		国の制度(支給率)
		0%

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

※ 該当する手当はありません。

オ 時間外勤務手当

支給実績	(令和 4 年度決算)	879 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和 4 年度決算)	220 千円
支給実績	(令和 3 年度決算)	424 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和 3 年度決算)	106 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		一般行政職	一般行政職	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
			の制度との 異同	の制度と異 なる内容		
扶養手当	子	10,000円	同じ	—	704 千円	234,667 円
	子以外	6,500円				
	特定期間加算 (15～22歳)	5,000円				
住居手当	借家 (家賃)	27,000円以下 家賃-16,000円	同じ	—	0 千円	0 円
		27,000円超 61,000円以下 (家賃-27,000円) ×1/2+11,000円				
		61,000円超 28,000円				
通勤手当	片道2km以上 公共機関等利用者	運賃等相当額 (上限55,000円)	同じ	—	270 千円	90,000 円
	片道2km以上 自動車等利用者	距離に応じて 2,500円 ～31,600円	同じ	—		
管理職手当	管理的地位 にある職員	職に応じて 20,000円 ～180,000円	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務 手当	祝日及び 年末年始の休日 に勤務	勤務1時間当たり 給与額に 100分の135 を乗じた額	同じ	—	26 千円	8,732 円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間 として午後10時 から翌日午前5時 の間に勤務	勤務1時間当たり 給与額に 100分の25 を乗じた額	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	週休日及び 祝日、年末年始 の休日の宿日直等	水道事業の宿日直 5,700円(5時間未満 は半額)	同じ	—	151 千円	37,763 円
管理職員 特別勤務 手当	管理的地位 にある職員が、 緊急の必要等 により週休日、 祝日、年末年始 の休日及び平日 の午前0時から 午前5時に勤務	職及び勤務日 により 3,000円 ～10,000円 ただし勤務が 6時間を超える 場合はこの額に 100分の150 を乗じた額	同じ	—	10 千円	10,000 円